

静岡県告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、原野谷川非出資漁業協同組合（内共第19号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、次のとおり変更内容を告示する。

令和3年1月4日

静岡県知事 川勝平太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
掛川市家代65-1
- 2 漁業権の免許番号
内共第19号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和3年1月4日

別表

改正前					改正後				
<p>第3条 (あまごキャッチアンドリリース区の設置)</p> <p>3 本条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に区域において、イ欄の期間中は、ウ欄に掲げる魚種の遊漁のみ行うことができ、エ欄の遊漁の方法及びオ欄の規模の範囲内でなければこれを行ってはならない。また、ここで採捕した魚は、その場で再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。</p>					<p>第3条 (あまごキャッチアンドリリース区の設置)</p> <p>3 本条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に区域において、イ欄の期間中は、ウ欄に掲げる魚種の遊漁のみ行うことができ、エ欄の遊漁の方法及びオ欄の規模の範囲内でなければこれを行ってはならない。また、ここで採捕した魚は、その場で再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。</p>				
ア 区域	イ 期間	ウ 魚種	エ 遊漁の方法	オ 総数又は規模	ア 区域	イ 期間	ウ 魚種	エ 遊漁の方法	オ 総数又は規模
<p><u>笠掛堰堤から上流(赤目揃川をはじめとす、各支流を含む)</u></p>	<p>3月1日から10月末日まで</p>	<p>あまご</p>	<p>フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣</p>	<p>ルアーはシングルフックで2本まで フライ・テンカラはシングルフックで2本まで及び返しのないものか返しをつぶしたものとす</p>	<p><u>ならここキャンプ場堰堤から上流</u></p>	<p>3月1日から10月末日まで</p>	<p>あまご</p>	<p>フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣</p>	<p>ルアーはシングルフックで2本まで フライ・テンカラはシングルフックで2本まで及び返しのないものか返しをつぶしたものとす</p>

附 則

この規則は、令和3年1月4日から施行する。